

子ども・子育て支援新制度 がスタートします

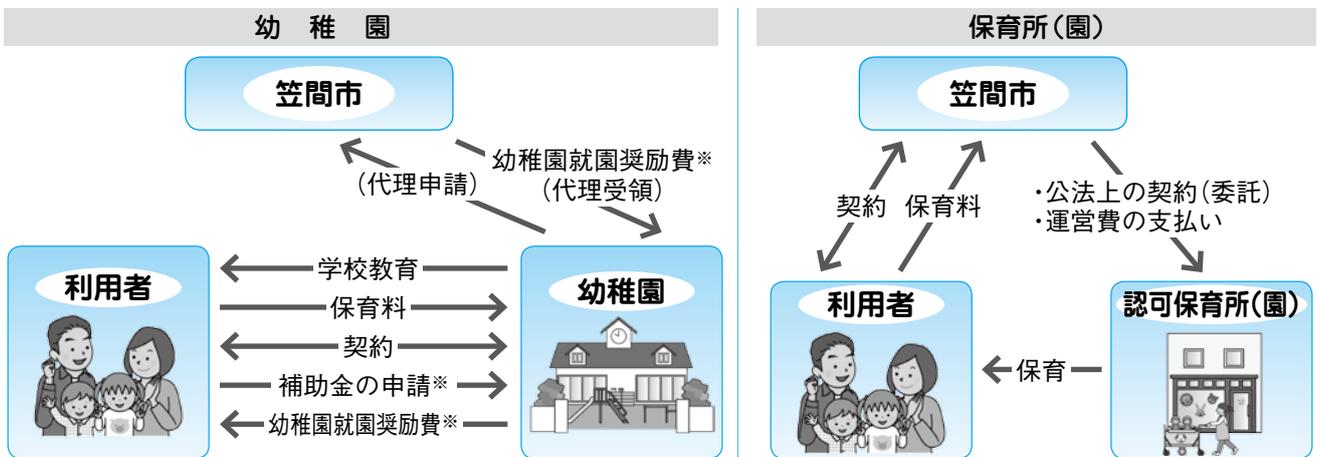
平成24年8月、子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」が成立しました。

この法律と、関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が、**平成27年4月**に本格スタートを予定しています。

実施主体となる笠間市は、笠間市子ども・子育て会議を設置して地域の実情を反映した事業計画を策定し、それに基づいて施設やサービスを整備・実施していきます。

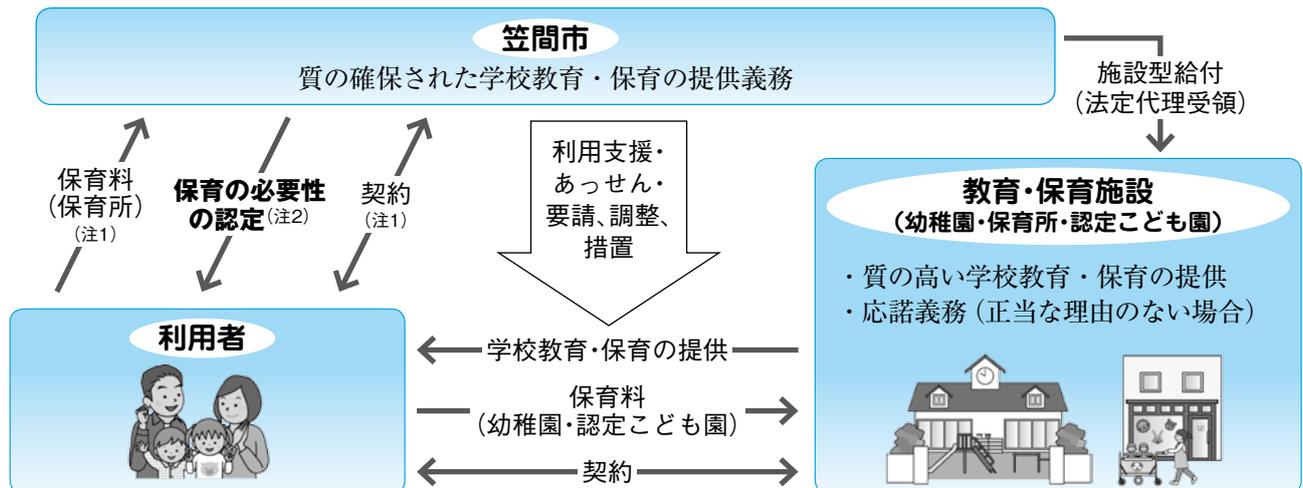
今回の新制度実施に伴い、幼稚園や保育所（園）、認定こども園の利用手続きが変わります。

現行制度



※補助金申請、幼稚園就園奨励費は、私立幼稚園を通して実施されています。

新制度イメージ



注1

児童福祉法第24条において、保育所における保育は市町村が実施することとされていることから、保育所の場合は、市町村と利用者との間の契約となり、利用児童の選考や保育料の徴収は市町村が行うこととなります。

注2

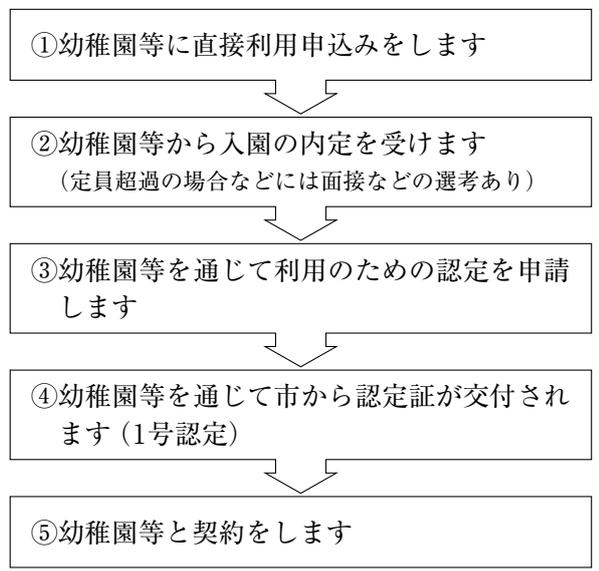
幼稚園、保育所、認定こども園等を利用するには、笠間市の認定を受けることが必要になります。認定には、3つの区分(教育標準時間認定(1号認定)、保育認定(2号認定・3号認定))があります。

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子ども(2号認定を除く)	幼稚園(※)、認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、「保育の必要な事由(保護者の就労や疾病等)」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満の子どもで、「保育の必要な事由(保護者の就労や疾病等)」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所、認定こども園、地域型保育

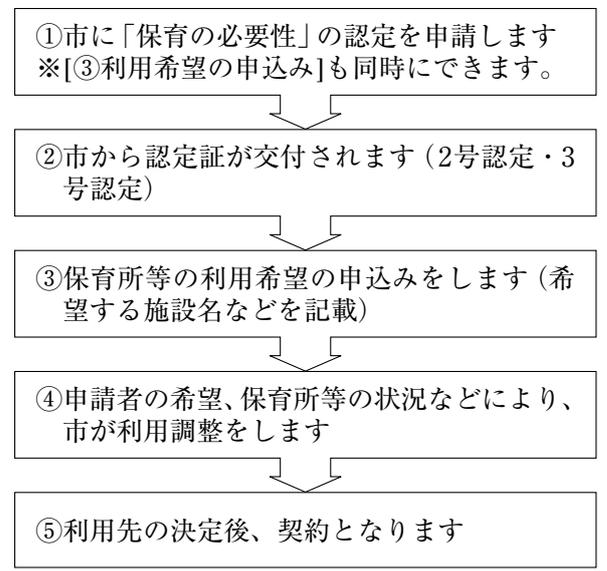
※幼稚園については、新制度に移行する園と、現行制度のまま継続する園とがあり、今後、各園の判断でどちらかを選択することになります。

新制度における申込方法

幼稚園等を利用希望の場合



保育所等での保育を利用希望の場合



認定こども園の利用を希望する場合

1号認定の場合は幼稚園等を利用希望の場合、2号・3号認定の場合は保育所等での保育を利用希望の場合の手続きの流れが基本となります。

保育料について

保護者の所得に応じた支払いが基本となります。
新制度のさまざまな支援にかかる保育料の額は、現行の負担水準や保護者の所得に応じて、国が定める基準を上限として、笠間市が設定します。利用料金については、今後検討し、順次お知らせします。(現行制度のまま継続する幼稚園は除く)

1等 前後賞合わせて 6億円 サマージャンボ

7月4日(金)同時発売 各1枚 300円

●発売期間/平成26年7月4日(金)~25日(金)まで
●抽せん日/平成26年8月5日(火)
★この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。
★宝くじは、ぜひ茨城県内でご購入願います。

1等賞 6,000万円×90本 (発売総額270億円×9ユニットの場合)

1等4億円、前後賞各1億円

宝くじに関するお問合せ/03-3535-9033[みずほ銀行] 公益財団法人 茨城県市町村振興協会